

第 2 回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会

平成 23 年 10 月 25 日 19:00～21:04

あんさんぶる荻窪 4 階第 1 教室

構成員出席者 16 名

1 開会

事務局： お待たせいたしました。ただいまから杉並区におけます、外環地上部街路に関する話し合いの会を開会いたします。

本日は夜分お忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。事務局を担当いたします、東京都都市整備局の村瀬と申します。

まず初めに注意事項を申し上げます。携帯電話はマナーモードにするか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

会議中は進行の妨げとなりますので、私語、拍手につきましてはご遠慮くださいますようお願いいたします。会議中の撮影につきましてもご遠慮ください。取材におけますカメラ撮影につきましては、この後の資料確認が終わるまでといたします。

本日の話し合いの会は議事録を作成するために録音を行っております。マイクを使わないで発言されると、記録できない場合がございますので、発言の際には、挙手をしていただきまして、司会者の指名の後に、マイクを使って発言くださいますようお願いいたします。なお、ご発言の際には、着席したままでご発言いただきますようお願いいたします。

本日の終了時刻は、午後 9 時を予定させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

次に、座席についてでございますが、前回の反省を踏まえまして、司会者から皆様が見えやすいように一部の方につきましては、座る位置を、変更させていただいております。ご了承いただきますようお願いいたします。それでは、資料確認をさせていただきます。本日、配布いたしております資料でございますが、まず、事前に郵送させていただいておりますのが、封筒の中に入っております。順に本日の次第と資料番号が、右上に付けてございますが、資料 2-1 から資料 2-7 までが番号が付いているものと、あと参考資料ということになってございます。それに加えまして、本日席上において追加でご用意させていただいておりますのが、資料 2-3-1、資料 2-4-1、資料 2-8 の 3 点でございます。これらの追加資料につきましては、事前送付をさせていただいた後に、事務局の方に到着いたしましたご意見カードに関する資料でございます。当日の配布となりました事につきましてご了

承の方お願いいたします。

続いて、資料の訂正についてご報告させていただきます。資料2-6番、地上部街路に関する必要性（整備効果）のデータについてでございます。構成員の皆様には第一回の話し合いの会の際に資料番号を付けないで予定の資料ということで、お送りさせていただいたところでございますが、本日の資料で一部訂正がございましたので、以後は資料2-6というふうに、番号を付けている資料をお使い、ご覧いただけたらと思います。よろしくお願いたします。尚、一点、傍聴者の方にご報告とかお詫びがございまして、こちらで用意している資料につきまして、不足分がございまして、今、印刷をしてお届けするように用意してございますが、間に合わないかもしれませんが、お隣の方とかお近くの方で、一緒に見ていただくように、お願いしたいと思っております。申し訳ございません。それでは、資料確認のほう、不足している方にはお近くの担当までお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

では、取材のカメラ撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。ここからの議事進行につきましては、司会者の中村さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

司会： よろしくお願いたします。前回最後のほうがちょっとバタバタとなりまして、最後に終了時に、まとめをするというようなことが、ちゃんとできませんでしたので、最初に事務局から前回の整理に関して、報告してもらった上で、本日の次第を説明してもらいたいと思っております。それでは、事務局のほうお願いたします。

事務局： 前回終了時にまとめができずに申し訳ございませんでした。まず、前回の整理を今回の冒頭でさせていただきたいと思っております。前回におきましては、まず東京都の都市計画道路の概要、それから地上部街路の概要、経緯についてという事で、東京都から説明をいたしました。その後、質疑応答、意見交換がおこなわれまして、この内のいくつかの質問につきましては、次回という事で、本日ご回答することになってございます。

次に地域の現状・課題について、4つの視点のうち、環境に関する部分の説明までが終了したところでございます。それから、その他といたしましては、議事録とともに議事要旨を作成いたしますということと、会の終わりにその日のまとめを行うということで、この意見については確認されてございます。

続きまして、本日の次第のほうを説明させていただきます。この後、次第の2におきまして、議事録、議事要旨を確認していただくのと、前回から残っている質問につきまして、回答の後に構成員の方から、いただいたご意見カ

ードにつきまして、東京都から回答いたします。また、構成員 A さんからも、経緯に関する資料が提出されておりますので、ご説明いただく事といたします。次第の 3 では、地域の現状課題の説明ということで、前回の続きから再開いたします。説明のあとで質疑応答、意見交換のほうに移らせていただきます。次に、次第で用意しているのが、次第の 4 ということで地域の必要性、整備効果のデータについて、ご説明をさせていただく予定です。最後、次第の 5 その他でございますが、構成員 G さんからの提出資料についてのご説明や本日のまとめを行っていきたいということで予定しております。よろしくお願いたします。

2 前回の議事の確認等について

司会： それでは次第の 2 ということで、前回の議事の確認等についてということでございます。それでは、議事録、議事要旨を確認した後に、東京都のほうから前回の質問に対する回答、それから、構成員 A さんから提出資料があるようですので、その説明という順番で進めさせていただきたいと思ます。まず、議事録、議事要旨を事務局のほうから説明してください。

事務局： では、議事録、議事要旨の確認ということで、資料番号が 2-1 と 2-2 でございます。事前に構成員の皆様には送付してご確認を頂いているところでございますので、本日、ご確認いただければ（案）という文字を取った形で公表して参りたいと考えてございます。確認のほど、よろしくお願いたします。

司会： よろしいでしょうか。多分事前に、構成員 A さん、はい。

構成員 A： すみません。議事録の中で議事要旨の方なんですけど、見直しをしてくださいと書類が送られてきた時に、最後のとこですね、議事要旨の 6 ページ、次回持ち越された事項、こここのとこで、これポチが六つありますけども、あの私の質問した 3 つの宿題の中で一つが抜けていますよってことで、コピー取ったのがこれなんですけど、要はこの一行が抜けているんじゃないかと、要するに言葉で言えば「平成 13 年たたき台発表のとき、外環の 2 が本線と共に集約されて地下に入ることについて、どのように説明したのか」と、言う事を入れてくださいというふうに朱文字で書いて出しているんですけど、これは考えた結果外したのか、あるいはうっかり漏れたのか、その辺が分からないのですけど。

司会： お答えください。

事務局： 構成員 A さんから意見を頂いて、私が作らせていただいた時に、構成員 A さんから確かに 3 つほど質問のほうを受け取らせて頂いたんですけども、この確認された事項の中では、質問の内容が、趣旨としては同じような事かなと

思いまして、ただ、今日資料の2-3のほうで、3つほど、質問に対する回答と言う事で、挙げさせて頂いていますので、そちらのほうで、おはかりさせて頂いていただければと思ってこのように作成いたしました。

構成員 A : 2番目と3番目は全然違うんですね。ですから、同じには扱えないと思います。2番目の方は、いわゆる、外環本線が集約して地下に入ったということについての問題、3番目はですね、地上部道路は現状のまま維持することが出来るということを説明されているんです。それぞれ、違った問題で、議事録の本編の15ページに、1つ目、2つ目、3つ目と区切って、それぞれ挙げているんですね。そういう意味では、その2つ目がスキップしちゃっているので、やはりこれは入れて欲しいと、宿題としてお願いして、まあ、現実には宿題の中、入れていただいているんですけどね、これ、やっぱり議事要旨の中に入れていただきたいと思います。

事務局 : 事務局でお答えさせていただきます。集約しましたが、改めて分けた形で、記載させていただきます。事前に確認いただいて、公表という形にさせていただければと思いますが。

司会 : 他に何かございますでしょうか。

それでは議事録、議事要旨については確認されたということで。

次に、前回の話し合いで、今も出ました、回答を持ち越した事項について、東京都の方からご説明いただきたいと思います。

都 : 皆さん今晚は。東京都の都市整備局の、外かく環状道路担当課長をやっております、小口でございます。今日はどうもお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。それでは、私のほうから、前回の話し合いの会で宿題として持ち帰らせていただきました、事柄についてご説明をさせていただきます。大変恐縮ではございますが、資料の2-3をご覧いただけたらと思います。

プロジェクターを利用して説明するところがございますので、資料の2-3の説明については、席を移動させていただきまして説明させていただきますので、ご了承ください。

それでは、資料の2-3をご覧ください。上から順に、説明して参ります。まず、上から1番目のご質問でございます。昭和41年の都市計画審議会での外環の2に関する説明内容、ということでございますが、こちらにつきましては自動車交通の処理に関する説明ということがなされております。以上が1番目でございます。

次に2番目でございます。こちらについては、プロジェクターを使用させていただきます。昭和41年決定の都市計画に関わる書類でございますが、資料にも書かせていただいておりますが、①から③までの3種類ございま

す。まず①、これは官報の写しでございます。ちょっと見にくくて大変恐縮でございますが、ちょっとコピーでございますので、この赤く囲った部分、こちらが官報の写しで、外環の2が昭和41年に都市計画決定されたことを証明するものでございます。

続きまして、こちらの書類でございますが、こちらにつきましては、縦覧、都市計画決定された後に縦覧という形で、この道路について都市計画決定しましたということを表した書類でございます。こちらの中にこのような形で、これも見にくくて申し訳ないんですが、その当時たくさん道路が都市計画決定されておりますので、たくさん書いてあるんですが、外環の2につきまして、都市計画決定で縦覧している図書でございます。こちらについては、件名と、起終点、それと、幅員とか、延長というものがここで分かるかと思えます。

最後に、3つ目の資料、都市計画街路網図というものがございまして。これは分かりやすくする為に、外環の2の部分着色させていただきました。原図は赤くなってございませぬ。これにつきましては、先程も色々話が前回からも出ています、都市計画審議会で、説明を補完する資料ということで、机上で配布されて、これを元に議論がされた資料でございます。これは杉並区内の一部を映してあるんですが、これについては、この形をもって、都市計画審議会で審議されたらと、その審議された内容で都市計画決定がなされたということで、どこの地区を通っているか、どこのところを通っているかというのが示され、これによって分かるかと思っております。昭和41年、都市計画決定のかかる資料ということで、この3点、ご説明をさせていただきました。じゃ、プロジェクターをちょっと止めまして…。

次の3番目からは、東京都と国土交通省、両方での回答となります。まず3つ目の問いでございますが、外環本線はなぜ、凍結したのかというようなご質問でございます。外環本線の凍結はですね、昭和45年、当時の建設大臣から、地元と話し合える条件が整うまでは、強行すべきではないという主旨の発言があり、これがいわゆる凍結発言と言われているところでございます。

次に4番目でございます。国と都が、計画のたたき台ということで平成13年に発表いたしました、外環の2をどのように説明したのかと言うようなお話でございます。こちらにつきましては、計画のたたき台を公表した時の外環の2の説明につきましては、地上部の利用について検討する為のメニューを示したもので、外環の2を地下に入れると言う説明はここではしておりませぬ。

次に5番目のご質問でございます。平成13年、現状の市街地を維持する事

が出来ますと、公表した時の説明内容の確認ということでございます。計画のたたき台においては、現状の市街地を維持する事が出来ますと記載している事について、今後検討する為のメニューの一つとして、これについては記載させていただいているものでございます。

最後に一番下の段になりますが、前回の話し合いの会の後で提出があったご意見カードでのご意見でございます。地上部街路をどうするかの本題について良い話し合いをしたい、地上部の南北道路は必要である、周辺に木を植えて緑化する事が必要である、というご意見でございます。これについては、今後参考とさせていただきたいと思っております。

次に、本日机上で配布させていただきました、資料2-3-1をご説明させていただきたいと思っております。こちらの構成員の方から提出があったご意見カードからのご意見です。なお3番目と8番目のご要望とご意見につきましては資料の配布要望や前に説明する意見と同じ主旨ということもあり、回答を省略させていただきます。まず、1番目のご意見でございます。ご意見カードを活用するのではなく、会の中で構成員に時間や回数などの制約を与えず、自由な発言をさせるべきであると言ったご意見でございます。こちらに付きましては、限りある時間の中で、出来るだけ多くの構成員の皆様のご意見を伺いたいと考えており、一回当たり、大体3分位、連続2回までといったルールを決めさせていただきました。一方で、構成員の皆様からのご意見を一方的に打ち切るのではなく、ご意見カードを活用して、次回にその説明を行うなど限られた時間に効果的な会を運営出来るように考えております。大変申し訳ございませんが、ご協力をお願いしたいと思っております。

次に、2つ目のご意見でございます。前回の話し合いの会では、話し合いの整理が実行されてない為、明記が必要というご意見でございます。先程、事務局からお詫びとご説明をさせていただきましたが、前回の話し合いの会は大変申し訳ございませんでした。今回からは、しっかりと会の終わりに整理させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、4つ目のご意見、④と書いたところでございます。話し合う対象の道路は外環の2なのか、もしくは、地上部街路なのか分からないというご意見でございます。第1回目の話し合いの会では、主催者である東京都も外環の2と称したり、地上部街路と称する事もあり、大変分かりにくくて申し訳ありませんでした。この会では、外環の2も、地上部街路も、同じ道路を指す言葉でございますので、今後は出来るだけ、地上部街路ということで、統一して行きたいと考えてございます。

次に、裏面に入ります。日程は参加者の都合も考えて調整すべきというご意見でございます。参加者全員の日程調整が可能であれば、それに越した事は

ございません。でもなかなか難しいと私共考えてございまして、皆様方にお集まりいただいた、運営に関する打ち合わせの会におきまして、参加が難しい曜日などについて、その時にお伺いしたというふうにご考えてございます。それに基づく調整を行うと共に、会場の空き状況によって、日程を決めております。何卒ご容赦いただけたらと考えてございます。尚、都合の悪い曜日などに変更がある場合は、その都度申し入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、6番目のご質問でございます。運営要項に、前回にお願いした事を追加して入れて欲しいと言うご意見でございます。この運営要項に、前回お願いしたということなのですが、議事録、議事用紙を運営要項に記載し、明文化する事についてのご意見と推察いたしました。こちらにつきましては、前回の話し合いの中で、議事録により、明文化できる事をご説明したところでございます。

次に、7番目でございます。話し合いの会の開催案内は区報やホームページだけでは足りないのでは、チラシなどを使うべきとのご意見でございます。こちらについては、可能な限り、沿線住民の皆様には周知していきたいと、私共考えておりますので、今後、杉並区にも相談し、PR方法を検討して参りたいと思います。

次に、9番についてでございます。司会者が自分の意見を言うのはルール違反であり、公平公正な立場でやるべきとのご意見でございます。当然、私共としても、司会者が公平公正な立場であるということは、大前提であるというふうに認識してございます。しかしながら、司会進行上、やむを得ない範囲での発言は必要なものと考えております。ご理解をいただけたらと考えてございます。

最後に、10番目のご意見でございます。司会者の位置は、全体が見えない席であり、手を挙げているのが確認されなかったとのご意見でございます。前回の会では、事務局の配慮が足りなかったと反省してございます。こちらについては、今回、座席の変更をさせていただきました。会を進めていく上で、不都合が出る場合は、改善していきますので、ご協力をお願いいたします。

続きまして、次に資料の2-5をご覧いただきたいと思っております。こちらでございます。こちら、前回話し合いの会で、全体的なプロセスについて質問がありましたので、お答えをさせていただきます。まず、資料2-5の1枚目をご覧ください。地上部街路の検討の進め方について。平成20年、3月に公表した、検討のプロセスとなります。今回の話し合いの会は黄色く着色した部分、必要性を検討する為のデータ公表と、地元との話し合いの部

分に該当します。話し合いの会などを通じ、地上部街路の必要性やあり方について、広く意見を聞きながら、検討を進めて、フロー図の一番下にある都市計画に関する都の方針を取りまとめ、公表いたしたいと思います。その後、フロー図の下の※印にある通り、都市計画に関する都の方針に基づき、必要に応じて都市計画変更など手続きを行う事になります。ここで言う、必要に応じてという事は、現、都市計画と違う内容とする場合においては、例えば、幅員縮小や廃止ということであっても変更となる為、都市計画の手続きを行うということになります。

それでは次に、都市計画の手続きについて説明します。2枚目をご覧ください。このフロー図は都道府県が都市計画決定を行う場合の一般的な流れでございます。まず、都市計画変更案の作成にあたり、その前段で都市計画変更素案について、説明会を開催しご意見を伺います。

次に、ご意見を踏まえて、都市計画変更案を作成し、公告、縦覧を行います。関係区市町の住民、または、利害関係者は縦覧期間中に意見書を提出する事も出来ます。さらに、関係する区市町の意見を聞き、都市計画審議会の議を経て、都市計画が決定され、告示される事となります。告示の後に、矢印が下に続いておりますのは、例えば、外環の2を変更して整備する事となった場合には、飽くまでも、例えばでございますが、都市計画決定後の手続きとして事業者により、測量や設計の実施、事業認可の取得、用地取得、工事実施と言うように進められる事となります。私からの説明は以上でございます。

司会： それでは、今、東京都のほうからご説明いただいたことに関して、何か質問、ご意見ありますでしょうか。それでは構成員 B さんお願いします。

構成員 B： あの、日程の決め方は一方的ではなく、参加する人の都合も考えて決めてくださいと言うのは、なにも全員、あの私は、10月にあるっていうから、だから、2週間は全部空白にして、大体この位のところで合うかなと思っていたら、25日ですっていうのが、ぼーんときたから、本当に困りました。だから、それは、この会には絶対に休めないっていう責任がありますから、ちょっと前に言っただけならば、他の用事は、変更出来るんですけど、お知らせして、聞いているっていうような答えに書いてありますけど、私のことだけ聞かなかったの、それじゃあ。だって、可能な限り配慮してって言って、あの、国のあれの時には、国交省の人はもう、ほとんど聞いてくれました。なにもこの日がいいから、この日ですって言うんじゃないで、どの日とどの日とどこらへんのところがみんな空いているんですか、って言うんで一番、集まってここがいいって言うところでやってくれたんですけど、ぼーんと、10月っていうから真ん中のへんでやるかななんて、そう思っていたんですけど

ど、25日って言われて、非常に、うーん…、今日ほんとは都合が悪くて来られないけれど、あなたの顔見てちょっと言いたいから、来たんです。だから、そこだけは、ちょっとはね、みんなに色々聞いてもらいたいんなら、そうして、親切に、そうやってみんなが出られる日を確認してやってください。お願いします。

司会： はい、お答えください。

都： お答え申し上げます。当然のごとくですね、そういうふうにするべきだと思っておりますので、努力して行きたいと思っております。出来るだけ早くですね、日程を決めてお知らせするということが、まず一番最初の努力かと思っておりますので、それは、やらせていただきます。ただ一つだけ、誤解があったらいけないと思っておりますので、私共が先程、お伺いしたと言うお話を説明させていただいたのは、6月でしたかね。運営に関する打ち合わせというのを一度、第1回目をやる前に皆さんにお集まりいただいて、その時に例えば、どうしても駄目な曜日ってありますかねと、言うような話をですね、皆さんにお伺いしたと言う記憶がございます。中では、土曜日は駄目だと言うようなお話も、出した方もおられたかと記憶しておりますが、そう言ったところに配慮して、今回は、1回目、2回目というのを開かせていただいたというのが、実情でございます。今後ですね…

構成員 B： 何日から10日間位の間とか、1週間位の何処らへんなのがいいんですかって、前もって1カ月ぐらいまでに教えてくれればいいんですけど。

都： 分かりました。構成員 B さんのおっしゃる通りですね、皆さんに出てきていただいて、皆さん…

構成員 B： 休んだらあなたに会えないのよ。だから、お願いします。

都： 話し合いを、多くの方、ちゃんと皆さん集まってやっていただきたいと思っておりますので、私共も、少しちょっと事務局に持ち帰ってですね、どうすることが一番いいのか、皆さんに来ていただけるのか、いうことを検討して、次回は改善してやらせていただきます。また、何かありましたら、是非、言ってください。

構成員 B： 前もってね。

都： はい。分かりました。

構成員 B： お願いします。

都： 出来るだけ早く、やります。

司会： 構成員 C さんですね、はい、ご発言お願いします。

構成員 C： あの、この都市計画の話ですけれども、いつの間にか外環の2が都市計画になってしまって、そうすると、私達は外環の話をするんで都市計画はなにも私達が来なくてもいいんですよ。だから名前をどうしてこう外環の2と言

うのを変えたんでしょうか。

都市計画として上へ、あの・・・

司会： じゃ小口さんお願いいたします。

都： 申し訳ございません。外環の2と変えるとか変えないとかいう話ではなくて、今回、地上部街路ということでスタートさせていただきましたので、外環の2というふうに総称しても別に構わないと思っているのですが、地上部街路という形で話し合い。冠についている会議の名称もそうなっておりますので、それで行きたいなと思って考えておりますけど。

構成員 C： 本線を地下にしてね、それでまあ2を上でやったら何もならない訳ですよ。だから、本線を地下にすれば上はいらんんです。

とにかくみんな立ち退きとかそういうふうの嫌で反対しているんですから。今の所に永久に住みたいということで、これをどうしても都市計画っていう名前にして、今度また造るようにしたんじゃあ、私達は用は無いわけです。

司会： はい、じゃあ…

都： そういうことも含めてしっかりと話し合いをして、必要性やあり方、そういったものをですね、皆さんと掘り下げてお話をさせて頂きながら、都市計画の方針というものを作っていくというふうに思っております。大変恐縮ですが造ること前提というような、イメージをお持ちなのかもしれません。そういうことではなく、やはり、地域の課題ですとかそういったものもしっかりと皆さんと共有して、じゃあこの道路がどれだけ必要なのか、じゃあ必要であればあり方はどうなのか、はたまた、他のやり方で道路が必要じゃなくなるのか、そういったことを皆さんと今後、議論していきたいと思っております。

構成員 C： これだけ計画すればもうやることになっているんですよ。

都： はい？

構成員 C： これだけ計画をすればね。やることにはなってしまうでしょ？

都： 同じ答えになってしまうかもしれませんが、やること前提でこの会議を開いているという認識では私共ございません。飽くまでも皆さんと必要性、あり方について議論させて頂き、その中で必要であればやります。例えば代替案を持って、他の形で、道路を廃止するという事であれば、そういう選択の仕方もあるんじゃないかと考えておりますので、その辺のところはですね…

構成員 C： これ都市計画と外環の2とは違いますからね。私達はただこれ見ているだけでも、外環の2としか思わないんですよ。本線が地下になった以上は上はいらんんだという事でやっていますので。

都： 外環の2についての話し合いをしていることは間違いございません。いらんというご意見は、ご意見として、今伺っておきますのでよろしくお願ひい

たします。

司会： すみません先ほど構成員 D さんが手を挙げられておられたので。

構成員 D： 今の話もちよっとしたいところはあるんですが、先に、資料 2-3 の平成 13 年の計画のたたき台というところのほうで、回答の方にそれぞれの地域の実情や、地域の意向というふうに書かれているんですけども、これは、地域の意向を元に検討する、検討メニューを示したということになるんですか。

都： お答えします。地域の意向等に合わせてということは、地域の意向だけで地域の皆さんが、じゃあこうするからこうしろという話ではなくて、やはりそれは総合的に判断させて頂きたいと思います。その地域が指す概念ですが、例えば本当に狭い範囲の、例えば公園を造れとか、例えば住宅を造れという話だけではだめだと。やはり、広域的な機能も、道路というのは持っていますので、そういったものを全部勘案して、もちろん地域の意見も十分勘案して、都市計画の方針というのは立てていきたいというふうに考えてございます。

構成員 D： その立てていききたいっていうのは、このメニューを示し、示すっていうことで、今回こういう形でやっていると思うんですけども、その地域の意向っていうのは、その住民、地域住民の意向ということになるんですか。

司会： はい、じゃあ。

都： この説明はですね、平成 13 年 4 月にですね、国土交通省と東京都が公表しましたパンフレットに書いてある言葉でございまして、その趣旨としては、地域住民の意向というのをしっかり聞いてこうということでございます。

構成員 D： 聞いていこうということで、そのメニューの中に聞いて、こういうメニューを示しましたっていうことじゃないんですね。

都： このパンフレットの中にはメニューが示して、一応、例示としてメニューは出ております。

構成員 D： その明示されたものっていうのは、地域の意向が反映されているっていう事ですね。

都： 地域の意向が反映されたものではなくてですね、行政のほうで作成させたもの、これ、今後地域の意向を聞いて行きましょうということでございます。

構成員 D： それはあの地域の意向じゃないんじゃないですか。それはあくまでも行政が、この地域についてはこうした方がいいんじゃないかと考えて幾つかメニューを作ったということじゃないんでしょうか。

都： はい。ちょっと私の説明が、あまりうまく出来てないのかも知れないのですが、あくまでも検討していく、皆さんのご意見を聞いていくという中で、たたき台と言っていいんでしょうか、例示と言っていいんでしょうか、ある意味こうイメージ出来るもの、絵をお示ししなければ、なかなかこう、議論も

深まらないのかなという意味で、こういうことも出来ますという事でメニューをお示ししたということでございます。

構成員 D： 分かりました。行政のほうで考えられたということで、理解しましたので、それはそれで結構です。それと、先程ありました、外環の2っていうものはやっぱり元々外環があって、それに付随するものとして計画されているものであって、飽くまでも一体のものというふうに私は解釈しているんですけども、もし外環が地下に潜ったら、その上で地上には、今の、何もしなければ今の状態になるわけですね。それで何が不便かって言って、私は一切不便は感じていないんですけども、それが何故か道路はやっぱり上は必要だというふうに、言われているところが良く理解出来ないんですけども。そのあたりはどうなんでしょうか。

司会： お答えください。

都： 外環本線と外環の2が一体的な計画ではないかというご質問でございますが。

構成員 D： それは分かりきっているのでいいです。はい。

都： はい、それはよろしいですね。

構成員 D： それはいいです。

都： はい。

構成員 D： 外環の2の計画になった時に、じゃあなんで外環の2で道路が必要になるのかってところがまず理解出来ないんです。

都： 最初に、外環の本線と外環の2と別の都市計画、別の計画で都市計画決定されているという過程がございます。当然のごとく、外環の2というものは、幹線道路、都市計画道路のネットワークを形成するひとつの路線ですから、そういった機能とか、都市計画道路が持つ機能っていうのは持っておりますので、そういったものについての機能は本線が地下に行ったからといって無くなるものではないということでございます。

司会： すみません、構成員 E さんが先ほど手を挙げられたんで、構成員 E さんお願いします。

構成員 E： さっきから話を聞いていると、このあいだも同じ事言いましたけど、杉並区っていうのはね、ここら辺に居られる方だけじゃなくてもっと沢山の人が住んで、70万人位の人が住んでいるわけですよ。

皆の人が、私なんかもそうだけでも、南北交通がうまく通じてないと。うちの前から行こうと思ったら五日市街道にぶつかっちゃって、行くと青梅街道からずっと例えばあのもっと向こうの方まで、久我山を通り抜けて向こうまで行ける道があるかっていったら無い。せっかく出来ているんだからこの事やってもらいたいと思っているわけです。だからそういう人もいるんだか

ら、私はやりたくない、私はずっと一緒のところに住んでいたいんだ、そう言っていたんじゃ話が進まないから、やっぱり譲る所は譲ってもらって道路をさっさと造ってもらいたいということなんです。

司会： それでは構成員 C さん、はい。

構成員 C： すみません、本線は地下になっているんですから、それで私達も納得いきました。2 と称してそれは、上へ木を植えたり道路やっぱりいじるわけですよ。そうするとやっぱり立ち退きがいっぱいできるわけですね。私達はその立ち退きという事が嫌だから反対しているんです。だから本線だけ地下入ったからって、2 は上へということは許されないと思いますよ。地下へ木を植えなさいって。

都： 同じ答えになってしまうと思うんですが、外環の 2 という都市計画がいま現実的に残っています。その線の中に、都市計画制限もありまして、都市計画の線をどうするかということをしっかりここで決めてかなきゃいけないというふうに考えてございます。必要ないと、もし造るのであれば、立ち退きが必要になってくるというお気持ち、お考え、よく分かりました。ただ、現実的にはまず、立ち退くのか、立ち退かないのか、例えば他のやり方でなにかその都市計画道路が持つ機能を代替して、地上部街路、皆さんでいう外環の 2 と言ってもいいんですけど、その取り扱いをどうしましょうか、必要性あり方どうしましょうかという議論をここでまずしなければ、果たして造るのか造らないのかっていう議論もはっきりしない、このまま後世にこれがまた残っていくと、都市計画線はいつまでも残りますので。

構成員 C： 三鷹の方は土地がずいぶんありますよね。向こうは空き地があるから、だから、申し訳ないですけども、その 2 があってもなんでもいいですけど、その普通の上を、何ていうんでしょうね、普通の開発にして木を植えましょうっていうか、うちの方は桜の木がいっぱいありますけども、そういうふうなら聞きますけど、当然その都市開発をして外環の 2 が上となると、立ち退きがあるわけじゃその路線に沿ってやるんだから。それならば本線を上だってなったって同じ事なんですよ。

構成員 B： 石原知事が言ったことは、どうなっているんですか？

石原知事がちゃんと、「これじゃ駄目だから地上部で、あのみんなこうやって住んでいるところを、道路に出来ない。じゃ地下にしよう」ということで、地下だって泣く泣くですよ。地下で今度、これから色んな問題が出てくるんじゃないんですか。地震だって今起きたらとっても怖いような気がしますよ。もともとそうやって両方やるんだったら最初から両方やるんだから、地上で頼む頼むって言うふうに言ったら私は地上の方が賛成でしたよ。だけれども、地下に入れば地上は何もできないって言う事だから、泣く泣

く、ほんとに今だって地下でも嫌だけれど、でも外環やらなきゃ行けないという事で承諾したわけで、しょうがないなっていう事ですよ。それをまた急に、計画があるんだから、あるんだからってじゃ、石原知事連れてきてくださいよ。ほんとに。あの人がちゃんと言ったんですから。

司会： 構成員 A さんの出されている資料が、なんか関連している感じもいたしますし、構成員 A さんに説明いただいてご回答いただくというほうにいきたいんですが、よろしいでしょうか。

構成員 A： ちょっと今の問題は、もう少し、納得いくまで話し合いすべきだと思うんですね。私が手を挙げたのは、全然別な観点での質問です。即ち資料番号のつけ方の問題です。この資料今日いただいているんですけどね、この資料ナンバーが、例えば、私が何点か出しているんですけど、全部同じ番号になっちゃっているんですよ。例えば今日、今、パワーポイントの説明をする場合もですね、資料番号 2-4 ってのがありますね。これは私が、最初はこの会の進め方がちょっと、どうも私が思わない方向に動いているもので、こうしてもらえませんかという提案が 2-4 の 1 枚目なんです。2 枚目以降は、パワーポイントの説明なんですね。全然違うんですよ。で、どなたか、パワーポイントのこの図を欲しいと言ったときには、図番はこれ一つしかないの、いつも、一枚目がくっついてくるわけですよ、それから、武蔵野市の話し合いの会でも沢山の資料が配布されますけど、それぞれについて個別ナンバーがついているんです、それが私は基本だと思うんですよ。今日これから話を進めるにあたって、これ一式ぼーんとあったときにですね、資料番号が一個しかないもんですから取り出しにくいのです。そういう意味では、非常に、番号の付け方について、ちょっと今までの例を見て、配慮いただけませんか？というのが一つです。今の話と変えちゃったんで、ここで本題に帰って、是非、続けていただいたらと思いますけど、司会者の方、私にっていうんだったら、是非関連もあるので説明してもいいですけど。

司会： 構成員 A さんお願いします。

構成員 A： 分かりました。じゃあ、確かに関連があるんで説明させていただきます。では、2-4 という資料がありますね、これ、「話し合いの会の進め方」についての提案なんですけど、要は、これを、まっとうするためにパワーポイントの図と説明をつけているんです。で、前回の会は、私にとって非常に意義のある会合だったと思っています。それは、なぜかという、東京都さんと私達住民、これ全部じゃありませんけど、非常に大きな隔たりがあることが、はっきり自分で確認しました。即ち、東京都の小口さんは、今の話に沢山出ていますように、「外環本線は地下に移った、外環の 2 計画はそのまま地上に残っている」と、こうずっと言い続けられていますよね。とくに、小口さ

んは。ところで、私達は、その次の黒丸2つ目、「外環本線とともに外環の2も一緒に地下に移った。従って、地上には外環の2は存在しない」というものなんです。同じ東京都でも、石原都知事、一番トップの知事さんは現地を視察した、地上には道路計画無理だと理解した、地下方式のトンネルしかない、これからは地下にするので、安心して欲しいと発表しています。みんなこれを信じています。一方この会、先日の第一回会合の中で、小口課長は、「東京都は今までに、外環の2が地下に移ったなんて話、一度もしたことがない」と、何度も発言されています。で、私達は今までの石原都知事発言、扇元国交大臣発言、それから、いろいろ我々いただいた公式文書から、「外環の2は本線とともに地下に移った」という認識に立っているんです。「地上には、外環の2が残っている」なんて全然認識していません。従ってこの会で、東京都さんは、地元住民に対し「4つの視点からどのような、地上部街路を望むか？」と、言われても、今日もデータが厚いのがいっぱい用意されているようですけれども、私たちの頭の中では、地上部にはもう道路は無くなったという考えになっているのでとても乗れない話なんです。ですから、この会では構成員としていろんな方が出られるので、外環の2の経緯をまず十分におさらいをして、疑問点を洗い出し、お互いに認識する、外環の2とはこういうもんだという形が同じになること、共通の認識に立つことが必要だと思います。少なくとも、東京都の中でも、トップの知事と現場の第一線を担当する課長が、別々の事を、まるで180反対の事を発表しているのでは、住民は混乱するばかりです。前回、杉並区の上原部長からも「杉並区としては必要性の議論から始めて欲しい」という要求がありました。その為にも、外環の2がどのような計画の道路なのか、という共通の認識に立つことが大前提だと思います。構成員の皆さんの外環に対する認識も理解もバラバラですので、いきなり、現状課題データ集を使っただけの議論に入らずに、まずは「外環の2」というのはどういう道路か、今までの議論がありましたが、ああいうことで、てんでんバラバラなんですね、共通理解に努めることから始めていきたいと考え、そういう方向で是非、お願いしたいと考えています。

司会： それじゃ、パワーポイント…

構成員 A： それではですね、パワーポイントの方即ち「外環の2の経緯についての問題点」の方に移ります。こういう資料（2-4-1）は皆さんに回っているのでしょうか、あ、回っていますね。じゃあ、それをおいていただいて、それから、先程のいわゆる私が宿題としてお願いした都の回答が、さっき、ちょっと、非常に、駆け足でありましたね。それも（資料2-3、2-8）、ちょっと横に並べてください。では、パワーポイントの説明に入らせてもらい

ます。パワーポイントの画像は合計7枚あります。私の質問項目は、前回話しましたように11項目あります。ですけども、ちょっと時間の関係で2回に分けてやります。1回目は、今申し上げたようなことで、東京都と我々はギャップが非常に大きいということに絞って、11項目のうち、6項目を優先的に説明したいと思います。今、パワーポイントは出ました、1枚目ですね、パワーポイントの図の右半分、あれはですね、ちょうど皆さんの、お手元にある、この資料(2-4-1)の、1ページにあたります。スクリーン左側の方に、私の方で、これおかしいと思うところ11か所の質問が書いてあります。ちょっと、スクリーンの文字は読めないと思うんですけども、お手元の資料2-4の左側の文字を見ていただけますか。その中でちょっと先程申し上げましたようにですね、一番大事な肝心なところ、東京都さんと住民が一番、意見が分かれるところから入りたいと思います。これのですね、丁度、すみません、山下さん、次の次の画面、あ、そこです、「外環計画のたたき台」という図が出ているのがありますね、これからちょっと入ります。外環が、昭和41年、決定してから35年経ちました。で、平成13年に外環の問題が再浮上したんです。それで、その時に国交省と東京都は、非常に大きな説明会をやりました。そのときに使った資料が、この中(資料番号2-4-1、古川構成員要求資料)の、ちょっとこれ非常に見にくいんですが、番号がありませんので、この資料のですね、何枚目だろう、7枚目位に、「外環計画のたたき台」というのがありますね、これがそのまま実物です。これが6ページ分あります。その後、外環ジャーナル(No.5)というのがあります。この外環ジャーナルの中に10会場で延べ3千人の方に説明をしていると出ていますが、どういうふうな雰囲気だったか、それが出ています。外環ジャーナルの第5号、平成13年の8月です。このときはですね、とにかく、寝耳に水って言いますか、終わりになったと思った道路が急に浮上してきたんで、沢山の人が、会場に出掛け、3千人の人が聞いているんです。それで、このときに、このジャーナルを見ますとですね、小さくて見にくいと思いますが、丁度、真ん中辺に、この辺にですね、この説明をどういうふうにやったかということが書いてあります。スライドを使って、多分ここにある画像はですね、スライドを使って、3千人の人に説明したんだと思うんですね。丁度ここに出ている図面も、今お手元にある図面も、説明に使った図面だと思います。この中でですね、いいですか、ちょっとじゃあ、私の、レジメのあのページに戻ってもらえますか。よろしいですか、2-4の、私の資料3頁の「たたき台」のところですね、あそこにですね、青色のバーが、一番上に出ているところありますね、あのバーの下、ちょっと皆さん字が見えますか。これはですね、「外環の構造」について書いているんです。

このページのですね、もう少し進んだたたき台のほうで、ちょっと大きくはっきり見やすく出ていますので、この図のところ出して下さい。この図のところ。いいですか。構造についてというところありますね、構造について、この下にですね、現計画の自動車専用道路、これ高速道路です。それから、幹線道路、これ外環の2です。広域機能を集約して全線地下構造の自動車専用道路としますって書いてありますね。ですから、これ、集約してってのは、地上、高速道路と外環の2を合わせて、地下にしますということです。ですから、地上には、何も無くなっちゃいました。それでですね、何も無くなっちゃった地上を、どういうふうに使おうかっていうのが右側の地上部の利用ってメニューがありますね、これ5つ出ていますね。ですから、外環の2は無くなったんです、地上には。ですからこの5つのメニューから皆さん好きなように選んでください。先程、構成員Dさんが説明されましたね、ですから、私もこの会はそれを選ぶための会かなと思ったりもしているんですけども、要は5つのメニューでですね、あの、スクリーンでいうと右下にある、いわゆる、「現状市街地をそのまま維持できる」ということですね。こういうようなことも選べるんだと。ですから、具体的に私はそのときに、3千人の前でね、東京都と国の皆さんは、皆さんが希望すれば、こういうふうにもちゃんと出来ますよと言って、かつ、それを約束しますと言われたのか、なんか今回の回答（資料2-3）をみていると、「記載してあります」と他人事のように書いてあるんですね。「記載してあります」ということは私達に同時に約束しますってことなんではないでしょうか、これは。そういう意味ではね、記載してあるから知らないよってという言い方にもとれるんですね。私は我々は認識する外環の2は、全てこれにつけると思うんです。つまり、本線とともに地下に入った、地上部はガラガラになった、それで地上部については、各自治体ごとに、好きなメニューを選べるという話と理解しています。それからですね、それを、当時の情報は外環ジャーナルを見れば分かるということですね、はい、この具体的な、お答えに対してはちょっと、また戻って、しつこく聞きます。その次、次のページですね、これ、疑問の4番、これはですね、私のレジメでいうと、丁度右下の小さい数字で4つありますけど、これは、ここでいうですね、前回指摘したのは、14年の11月に有識者委員会の最終提言。それから一番下のほうにある、それを、提言を受けた格好で、国交大臣と都知事が発表した、外環の大方針ですね。これが1月に出たんですけど、その二つが全く、抹消されて、抜けているんです。外環の2の歴史上そんなことおかしいじゃないかっていうのが、私の指摘です。そこで、この4ページに書いた、今あの、ちょっとその手前です、はい、そうですね、これですね。右の方に、有識者委員会のこと書いてあって、真ん中に赤色の

丸が囲んでありますね。有識者委員会はどういう結論を出しているかっていうと、「今後は、移転戸数を少なくして、地元住民への影響を軽減化するため、インターチェンジは無し、それをベースとする」ということが書いてあります。その下に有識者委員会の、「道路はこうあるべき」だっていうのが、そこに図で、出ています。これは新聞記者会見で有識者委員会が配布した3枚のペーパーのうち1枚です。まるっきり地上には道路はないですね。その時の、有識者委員会の様子が、この外環ジャーナルの No.9 号を見てください。これは国交省と東京都の道路局長が、頭下げて、「ありがとうございますと、非常にすばらしい提言ですと。この通りに守ってやります」という東京都さんも非常に感謝している写真が出ています。それがですね、先日小口さんは、いや、これは外環の2に無関係だからカットしたんだと、私は、それはちょっと考えられないんですけど、まあ、一応そういう回答でした。それから、その次にいきます。その次に、二つの国交大臣方針発表です。大臣発表はもう、何年に1度しか出ないものですけど、次のページお願いします。左側はですね、抹消された文章です。これは15年1月に出了。これには、地上道路のこと一切書いてないんです。それが、次は右側を見てください。2ヶ月後、15年3月に今度は、先程の国交大臣と石原都知事が修正版として出したんです。それは、この2ヶ月間に、真ん中に赤い字で書いてあるんですけど、練馬区は都に対して、地上部街路を強く要求したと、その結果盛り込まれたんだらうと推測されているんですね。これには当然、国交省と石原都知事、東京都も同じように、この通り認めるということで、出された書類です。ほんとに、これ公式文書です。それでですね、大きな赤丸で囲んだところ、そこをちょっと注目していただきたいんですけども、「地元において、地上部整備の方向が定まった場合、大深度区間であっても、地元の意向を踏まえながら、その整備を支援していくものとする」、なお青梅街道から目白通り、目白通りご存じない方もいると思うんですけど、これ、大泉にあって、両方とも、練馬区にあります。「地元の意向を踏まえながら地上部街路の設置を検討する」とありますね。この文章をどこを読んだって外環の2は全くありません。それはそうです、外環の2は地下に入っているんですから。そしてさっきのように、地下に入って、その地上にある空間は、5つのメニューの中から、自治体ごとに選べますよと、いう話なんですね。それで、練馬区は、もう、あの、町づくりを是非、この外環の2と、地上道路と組み合わせた形で進めたいと意向がありますから、もう、まず、手を挙げてですね、言ったと。そうすると、青梅街道から目白通りまでは、練馬区の方はですね、じゃ、そこは道路にしようかっていう話が、どうも挙がっているようだ。杉並区は、全然これに乗っていませんね。まだまだ、こんな

気は全然ないわけです。そうすると、部分的にここだけが繋がると。こういう話なんです。ですから、これ小口さんにお聞きしたいんですけどね、これは、外環の2の道路のことですか。今、目白通りからここまでの話は。国交大臣の方針ってのは一体なんなんだと、ですからこれ見た限りじゃですね、もう、外環の2には一切触れていません。それで、地上部にはですね、要するに自治体の好みによって、道路区間があるところもあるし、杉並で希望しなければ、杉並は公園にしてくれってメニューを選べば公園になっちゃう。武蔵野さんは、バス通りだとか、あるいは住宅そのままだとか、そういう各地、エリアごとに好きなように選べるってのは、この大臣の話ですよ。そうするとですね、我々が公式文書と認識しているのが、こういう文書なんですよ。ですから、全然今までの話と違うわけです。ですから、これには外環の2なんていう存在はありませんし、我々のいう外環の2とは、別の道路ですね、それを自治体ごとに好き勝手に、造れるというふうに、理解しています。それから、その次。次のページ（6頁）はですね、冒頭の6頁の平成15年3月とは今とりあげた文章です。それから、7頁の17年1月、これはですね、17年1月に、先程、たくさん出た資料集の一番最後の資料（資料2-4-1）、こういうのが出ましたね。3つの考え方から選べるというパンフレットです。これ、17年1月です。これを見ますとね、この文章の3ページ目、外環の2、基本的な考え方ところで「高速道路の外環を地下化しても、地上部に都市計画決定された外環の2の計画は残る為」とあります、これは、東京都さんが勝手に言い出した言葉なんです。確かに法律的には残るんです。ですけど、気持ちの上ではね、今まで、国とも十分相談して、地下に入れたということで、我々は、知事からもそういうふうに聞いているんです。ですから、要は、都知事さんが、外環の2の廃止届を出してないんです。大泉まで、埼玉外環が来たときには構造が半地下方式になって、廃止届を出しました。あれと同じように、構造が違ったから、外環の2は今度いらなくなったと。母屋がね、地下に移って庇は一緒に移ったんですよ、だけど、庇は残っているから或いは別の道路で、都市計画が別だから、これを好き勝手にいろんな目的で使おうなんておかしいと、そういう考え方です。ですからこの、17年1月のこの緑色のシートのパンフレットは、東京都さんだけが勝手に作った、外環の2はこういうもんだと、俺達はこういうふうに定義するぞっていう文章だと思っています。それから、ちょっと時間がないようだから、最後に、この、7番の次9番に飛びます。9番でですね、これ、平成18年4月、石原さんが記者会見しています。これ、パソコン持っている人は誰でも、この記者会見の様子が動画で見られるんですけども。このときの内容を、次のページ、最後のページ（7頁）になりますか、皆さんの、最

後のページをお願いします。そこですね。これの左上、このシートでいうとね、右下に7ページと示してあるページの左上です。これ18年4月のことです。18年4月っていうのはですね、前回、構成員Cさんが、石原さん、扇さんが来られたときに、現場で、色々、もうこりゃ、やっぱり無理だと分かったと、卓袱台跨ぐようなことはしないよということ言われてから、5年経っているんです、その時に、どう発言したか？の内容です。18年4月、これあの、翌年19年、都市計画変更がいよいよ決定するんです。その原案が決まったときに、石原さんが記者会見したんです。石原知事の発言内容は多少前後あるんですけど、スペースの関係で、この何行かにしました。「私も現地に行きましたけどね、あそこに住んでいる人達は、計画の元でね、家を建て直そうと思っても建て直せない。それでとにかく古い家にしがみついて我慢して、どうなることか分からないから、非常に不安な、不便な生活を送ってきましたが、家をリニューアルされるのも結構でしょう。そういうご迷惑をかけないように、とにかくあの下をくぐる、そういう工法でやりますので、その点をご安心いただきたいと思っております」と、こういうふうに言っているわけですね。ですからこれは、いまだに石原さんはこういう考えでおられると思うんです。で、一方でやはり、会社で言えば社長がこう言ってですね、一課長がとんでもないと、というような話は、全然我々にとってはおかしいと思います。ですからちょっと最初に戻りますとね、これで大体流れが分かったと思うんですけど。3番の「たたき台」のところですね、ちょっとここに戻していただけますか。それで、「たたき台」の中身で都の回答が出ていますよね。資料2-3です。まず、1番目はですね、先ほど小口さんがザーと駆け足で言われましたね、「地元と話しうる条件が整うまでは強行すべきではない。要するに凍結宣言が出たから凍結した」って言われましたよね。その凍結宣言の内容って何なんですか。私が聞きたいのはなぜ凍結宣言が出されたかが聞きたいんですよ。それを是非答えてください。それから、ですからこの1番目の答えは、凍結宣言があったから凍結したんだというのはおかしんで、その中身、なんで凍結宣言となっちゃったのか、住民からどういう声があったのかそれを答えて欲しいんで、それを聞いたかったんです。2番目、それからですね、2番目の答えは、最後の部分に「外環の2は地下に入るという説明はしておりません」と書いていますね。これはさっきのパンフレットで集約するって書いてありますね。その話でもって住民は、地下に入ったんだと理解しているんですよ。小口さんが大きな声で、「これ、だめだ、入ってない、入ってない」って言ったって、やっぱり我々は理解できないんですよ。それから3番目。「たたき台」を公表した時の、その、3番目はですね、現状市街地を維持できることについて、最後に「パンフレッ

トに記載してあります。」ってありますね。これは「パンフレットに、記載してあり、皆さんが望めばそういうふうにします」と、そこまで言える言葉ですか？ということ聞きたいですね。それから、その次の有識者委員会のことですが、この前は外環の2と無関係って言われましたよね。申し訳ないが東京都さんが、その時の、委員長御厨先生にですね、あの時の、一年間にあたる、300ページの議事録の内容は、外環の2は棚上げにした会議だったんですかということをおね、ちょっと聞いて欲しいんですよ。ぜひお願いします。それから、6番目の、国交大臣の大方針については、その大きな楕円の赤丸を付けたところがありましたね、国交大臣発表。ちょっと、スクリーンに映してください。そこです。右下のところね、この赤丸の中を、外環の2との関係で答えてください。それから、その次、7番で挙げているのは、17年の1月に、外環の2は、残っているよというけど、今あがっている右側の平成15年3月の大臣発表と矛盾しますよね。そういうことを説明してください。それから、一番大事なのは最後の石原さんの意見。これについてね、小口課長は一体どういうふうにご考えておられるのかをまず、聞きたいと思えます。これで、6項目、まだ5つあるんですが、取り敢えずここで一応区切りをつけ、次の方にまわして一段落したら再び話させてください、以上です。

司会： それでは、東京都のほうからご回答をお願いします。

都： それでは、お答えをさせていただきます。まず、凍結された理由ということで、お聞きになったかというふうにご考えてございます。資料2-8で、先ほど構成員Aさんのほうでも、あえて、「この2-3をご覧くださいって書いてあるじゃないかと、その中では、地元と話しうる条件が整わないで強行すべきじゃないと、いう主旨の発言をしている」とのことです。ご発言のような形で、私共、回答させていただきました。私共、それ以上の回答はございません。二つ目でございます。平成14年11月有識者委員会の最終提言がすっぽり消されていると、これについて、外環の2は、棚上げにした会議だったのかというような、ご主旨、ご質問だったかと、いうふうに思います。前回のお話でしょうか。無関係というか、外環の2の関連したものを抜粋して記載させていただきましたということをお言いました。外環の2は、これが入っていないのは、棚上げした会議だったのかということの話ですが、有識者委員会の設立主意、設立の目的をホームページでもご確認できるかと思うんですが、それについては、本線についての、話し合いだというふうにご、確認させていただいているところがございます。それから、平成15年3月の国交大臣と都知事、外環の進め方に対する基本方針修正版発表ってことで、正式名称は平成15年3月の東京外かく環状道路（関越道～東名高速間に関する方針）ということで、書いてございます。こちらについては、本線

のことを書いてあるところなのですが、ここには、特に地上部街路についての記載が、3月の分には書いてございまして、私共としては、地上部街路について記載があるというふうに認識してございます。続きまして、平成17年1月、都は地上部街路に対する基本的な考え方を公表ということで、矛盾するのではないかと。15年3月と矛盾するのではないかと、というような、ご質問だったかというふうに記憶してございます。先程、15年3月の時の都の見解を、都の考え方をご説明させていただきましたが、私共、15年3月の、方針の中では、地上部街路の記載があるという認識をしてございますので、矛盾しているということは、考えてございません。以上でございます。

司会： 構成員 A さん。

構成員 A： 今の中で、特に大事な最後のとこなんですけどね。そうしますとね、皆さんのお手元ので、5ページにありますね。国の国交大臣の、そのシート、そこちょっと見てくださいね。今、小口課長さんは、このシートは外環本線と外環の2を含めて、大臣と都知事が記したもんだと、そういう認識はあるんですね。これ、15年3月です。つまり、これ、本線だけの書類だと思っておられるんですか。どっちなんですか。いや、それちょっと答えて、すぐ続けますから。

都： 15年3月のは先程もご説明させていただきましたように、外環の地上部街路について記載がございまして、地上部街路についてのお話もしたのではないかと。

構成員 A： そうしますとね、ここに出ている、地上部街路っていうふうに出ていますね、これはイコール、外環の2のこと言っているんだということですね。そうですね。そうしますとね、練馬区は、もう道路大好きですから、なんとしてもやりたい。杉並区は仮にね、公園にしてよと言ったとしますね、自治体の要求で。それはじゃ、外環の道路は、いわゆる、切り分けていいんですね、部分的に自治体ごとに外環の2をとるかとらないか決めると、そういうことですね。と、今までね、なにかと、ネットワークでした。だから、私は全然今の話はこれに合っていないと思うんですよ。これの地上部街路は、外環の2のことを言っているんだしたら、自治体ごとに好きなように道路を造るも造らないも決めていいことなのですか？さっき、構成員 D さんが言われたようにですね、いろいろなメニューとれると、そういう会議なら理解するんですけどね。なんだか、この会議一体なんの為にやっているんだか、よく分かんないんですよ。そういうことで、もう一回聞きますけど、この地上部街路は外環の2のこと言っているんですね。

司会： はい、小口さんお願いします。

都： こちらについては、青梅街道から目白通りについての記載はございますが、

青梅街道から以南の外環の2についての、取り扱いを廃止すると、というような、記載ではございませんので、外環の2についての、検討については、あり方も、必要性もあり方も、ここでやはり、検討していくべきものだと考えてございます。

構成員 A： そうしますとね、廃止なんて書いていないですよ。でも、これ、自治体の希望によってはこうでも出来ますって書いてあるんですから、自治体が別の方を希望すればね、それにも出来ますってことですよ。つまり、道路以外のもの。そうです、そうです。そうするとね、今まで言われていたのは、いわゆるネットワークだなんだかんだって外環の2が9キロの長さがずっと続いた一体物として話をされていますよね、すると、ここで始めて、切り分けた外環の2でもいいんだとこういうことですね。

司会： はい、小口さん。

都： 切り分けていいという発言は一切したつもりはございません。切り分けるのがいいかどうかというのは、やはり、都市計画道路の持つネットワークなどの機能がございます。その機能がしっかりと代替されるということが、担保されなければ、都市計画道路を廃止できるかどうかということは、はっきりと決まってこないのかなと、いうふうに考えてございます。それをしっかりと議論をすべきだというふうに考えてございますし、地上部街路、それと構成員 A さんおっしゃった、地元が、例えば地元の区が、地元の住民なんですか、公園にしたいと、いうことであつたとして、そうしたら公園にするのかと、というようなお話だったかと思いますが、先程も、構成員 D さんのご質問にお答えさせていただいたんですが、ご意見はご意見としてしっかり聞いて、それは参考にして、都市計画の方針を作っていかなきゃいけないな、というふうには考えてございますが、それだけではないかと思えます。やはり、広域的な、機能もございますので、そういったものをしっかりと考慮して、都市計画の方針というのも作らなきゃいけないというふうに考えてございますので、例えば区が、じゃ、ここはもうやめて、杉並区だけは公園にしてくれという話をされたからといって、果たして、それが出来るかどうかというのは、しっかりと、検討が必要かと思っています。

司会： はい構成員 A さん。

構成員 A： ちょっとね、確認したいんですけどね、今日我々、まあ忙しい中来ていますよね。この会議は、まさにこれのね、丁度これに上がっているその赤丸の中に入っているどのコースを取ろうか、一番まあいいのは道路ってがいいのでしょうけど。あるいは道路以外の物を希望するところもあるでしょうね。丁度これに該当するメニューを選べますよという事を決める為の会議なんですか。私はそうじゃないと思っていたんですけど、なんかね、小口さんの話

だと、要するにこれは外環の地上部街路、外環の2であり、ですから、杉並区は杉並区の立場としてね、じゃあこれから練馬区じゃない別の何かになるかも分からないですけども、そういうようなね、まあ中には道路の人もいると思うんですよ。公園の人もいる。そういう事、ここは話す場なんですか。まさにここに書いてあるようなこと、これを全うするのがこの委員会なんですか。

司会： はい、お願いします。

都： 何度もお話をさせていただいていると思うんですが。本当に道路が必要なのか、あり方がどうなのか、そういった事をまず地域にある課題だとか広域的な課題というものを、皆さんで共有しながら、それを議論をしながら、じゃあ、道路が必要なのかどうかってことも含めて、検討していきたいと思っています。その中で、「じゃあ逆に地上部の利用というものを、どう考えるんだ」とそこまで議論がいくのであれば、「地上部をこうやって利用してこうじゃないか」とか、という形も出てくるかと思います。ただ外環の2を、しっかりと取り扱いを決めなければ、ここに書いた、地上部を利用、これ飽くまで例示をしているだけです。これが全てだと考えてはございませんが、このメニューを実現するためには、やはり、外環の2の必要性やあり方というものを、しっかりと決めた後でなければ、このメニューを実現できるかどうかということが、「はっきり出来ないのかな」、「議論出来ないのかな」というふうには考えてございます。やはりそれをまず、やるべきだなというふうに考えてございます。

司会： はい、最後に。

構成員 A： 石原知事のことについてね、また社長のところの意見、それはどうなのかと、意見が違ってね、住民は大混乱なんですよ。それについてお願いします。

都： 先程、ちょっとお答えをするのを忘れておまして、大変申し訳ございません。はい、確かに18年4月に、石原知事のほうの記者会見、構成員 A さんのほうにご指摘をいただいた通り、資料の中でもお書きになった通りのご発言をなさったと、いうふうに私共も認識してございます。知事のほうは本線に対しての考え方を申し上げたというふうに私共認識してございます。ただ、この18年4月以降、外環の本線を地下に入れたという事で、附属街路につきましては、都市計画変更により廃止をさせていただいておまして、現実的には地上部にはなんにも残らないような状況に現在はなっております。また、外環の2という地上部街路につきましては、現在、都市計画変更されておりませんので、先程、何度もお話をさせていただいたように、その必要性、あり方、というのをしっかりと検討した上で、皆さんがどうお考えなのかという事もしっかりと聞いていきたいと考えてございます。

司会： 構成員 F さん、はい。

構成員 F： 私、この会に来ている時に、一番最初に地元のこの住民の方々、反対が多ければ外環その2は自然消滅するっていうように聞いているんですよ。今、課長さんの話だと、これは飽くまでも最後まで残るっていう意見になっていきますけど、その点についてはどうなんですか。これ、この会議によっては中止もあり得るんですか。

司会： はい、小口さん。

都： はい、お答えします。もちろん、この話し合いの会で必要性、あり方というのは、まず課題から出して、必要性というのも我々データを示しながら、さらに影響、いわゆるデメリットというのも示し、最後には代替案というのも示しながら、皆さんと議論をして行きたいというふうに考えてございます。その中で全員の方が必要じゃないというようなお話をされるのか、多くの方が必要ないということになったとしても、ご意見として私共まずは伺って、この先、少人数で物事を決める事ではないので、広く意見を聞きながら、都市計画道路としての機能というのが本当に補完されるのかどうか、そういった事も広域的な観点からも確認をしながら、決めて行きたいというふうに考えてございますので、あくまでも皆さんと、まず課題を共有して必要性についてこの中で話したいというふうに考えておるだけです。

司会： はい、構成員 G さん、先に

構成員 G： ちょっと私視点を変えまして今日の資料の2-3で、二段目に昭和41年都市計画決定に関わる書類の有無の確認と、それを公表できるかどうか、それについて③のところ、都市計画審議会で説明を補完する為の資料（都市計画街路網図3，000分の1の図面）という、まあそういった回答いただいたんです。これについてちょっと伺いたいんですけど。これは区域を特定する計画図として認識している、またさらに、土地収用委員会で決定する時の資料として利用されるもんですか、この街路網図ってのは。でもう一つ、ついでですから全部伺います。よく他の区域では杭打ちとかやっているんですけど、これもこの街路網図に基づいてやっているのかどうか、それから今までのオープンハウスとかそういった所で私は見て来たのは2500分の1の図面なんですね。この間もなんかあったような気がするけど今日は3000分の1っていう数字が出てきたせいか、この間、背中んとこあった図面がないんですよ2500分の1。一体どういう訳で3000分の1の地図、図面がありながら2500分の1の図面を作られたのかって、造る必要ないと思うの。昔の図面そのまま出せばいいんだから。まあ特に私は今日は一番言いたい事は、3000分の1だと1ミリ違えば3メートル違うんですよ。いままでこの背中にあった2500分の1だと2.5メートル違う訳、1ミリで。

それだけの影響を皆さんに与える訳です、財産権の侵害として。よくいう杉並区も言っている必要性の議論の有無から始めましょうであなたもさっき言ったように、データを出すって言ったけれど、これで見ると情報開示の手続きをすれば交付は可能となります。はっきり言ってこの場で出さなけりゃ出す必要ないんですよ。ないしこの場で出さなければ必要性の議論も、なんの議論も出来ないですよこれ。たとえばちょっと悪い発言だけでも、構成員 A さんが反対してんの自分の家のトイレが引っかかると言われているからなんですよ。3メートルとか6メートルって形で移動すれば構成員 A さん出なくなっちゃいますよ、引っかかんなければ、私はそう思いますよ。まあこれ、私の意見ですけどね。そのくらい影響するもんなんです、1ミリ2ミリが。何故出さないのかっていうんです。出さないで議論を進めるなんて事自体が、私にしてみれば非常識だと思う。まずは、情報公開云々じゃなくここはきっちり出すべきですよ。それが何故出せないんですか。私は東京地裁で傍聴している限り、いろんな図面を出してきました確かに代理人が東京都の。ただ、弁護士と裁判官との色々なやり取りを見て、まあこういった関係書類はあってもいいけれど、最終的な原図がなければねえって。そういった話は私は聞いているんです。傍聴席で。ですからもう一度確認します。これは、あなたが今日回答として持ってきたこの都市計画街路網図、これは土地収用委員会で提出されるものかつ、現在行っている杭打ちの基準となるものですか。ちょっとそれについて回答頂きたい。

司会： はい、小口さん。

都： 外環の2につきましては、現在杭打ちをやっている訳ではございませんので測量もしておりません。ですので、収用委員会に測量して、用地買収の補償の図面として提出するという事ではないのかなと考えてございます。

構成員 G： 将来において。

都： こちらにつきましては、あくまでも、今回お示ししたのは、前回のときに、昭和41年都市計画決定にかかる書類の有無と確認とそれを公表できるかどうかと、いうことでしたので、私共が所有している、都市計画に関する、資料について、こういう形で、文章でご示しました。構成員 G さんのほうのご質問の中で、ここに出さなければ議論にならんだろうと、おっしゃる意味よくわかるんですが、大変申し訳ないんですが、これ、開示請求をしていただき、出すことになっておりまして、公平性の観点からも、やはり、開示をして、出している方、お金を払って見ている方もおられますので、この辺のところはですね、大変申し訳ございませんが、お出ししていません。しかしながら、話しの内容が判らないといけないと思いましたので、プロジェクターに映させていただきまして、皆さんにご覧いただいたと、いったところ

が、事実でございます。2500分の1の図面が貼り出してないだろうと、それにつきましては、今日、またバタバタしてですね、資料のほうもいろいろバタバタして、大変申し訳なかったなと思うんですが、次回からまたしっかりとしてですね、背面に貼るように努力いたします。

司会： 構成員 G さん。

構成員 G： なぜ、2500分の1の地図を、新しく作られたんですか。3000分の1の原図がありながら。非常に私はその点が、納得いかない。それに、さらに、最終的に土地収用委員会っていうのは、都市計画決定されたときの、地域特定図、それに基づいてやるんですね。ですから、私は今まで、小口課長の話を受けている限り、反対する人に対して、土地収用する意思がないんじゃないかなって、で、ですから、生活困窮制度とか、生活再建制度っていう任意の買い上げ制度ずっとやってらっしゃいますけど。

司会： 小口さん。

都： 今、沿線の皆様方の、補償また用地の話を見せていただいているのは、飽くまでも外環本線の、ジャンクションにかかる部分ですとか、そういったところのお話をさせていただいているところでございます。外環の2について、現時点、10月25日の時点で、皆様に用地補償の話をしているというわけではないと思います。収用委員会にかかる、かからないのお話をされていきますが、その以前の問題として、先程からもちょっとお話をさせていただいていますように、現時点、「都市計画がございますよ」とお話をさせていただいたんですが、皆様方と、必要とあり方について、しっかりと議論してかなきゃいけないと、いうところでございます。今後、都市計画の方針を出さなければいけないと思っていますので、まだ事業に進むといった段階では、正直言って、現時点では、10月25日の今の時点では、事業に入っているわけではございませんので、そういう考え方ではないのかなというふうに考えてございます。

構成員 G： 今回の、この地上部街路という外環の2について私は、その、PI会議という形で傍聴していた時に、驚く発言があったんです。大泉の、練馬区の大泉の、〇〇さんって方が、突然、上石神井商店街は練馬区で、売り上げがビリから2番目の情けない商店街である。この方達が40年間待っていて、ただっていか何もない、これじゃ済まされんって。もしこれを放置するなら外環本線にも反対するって。そしたら〇〇会長っていう、ま、あの、反対連盟の会長の方は、それを持ち出すと外環本線でまとまるものもまとまらなくなるから後にしてくれって。そういう話があったんです。その後何回かそれは目の前で行われました。議事録見れば書いてあります。要は上石神井商店街の方達が、売り上げがパッとしないから買い上げて欲しいって、それを

〇〇さんが強硬に主張したんです。でさらに〇〇さんのことについて調べていくうちに、以前、青梅街道インターチェンジっていう形で杉並区も巻き込まれた事があったんです。で、この、色々調べた中で、杉並区のほうとして、地元の方からの強い要望があったので、青梅インター、青梅街道インターチェンジっていうことについての設置の有無をって形でいろいろ説明会があった時に、〇〇さんって方が、杉並のほうのインターチェンジも造れって最初要求したらしいんですね。ところがどんどん、どんどん杉並区が反対しているもので、じゃ、練馬区だけでハーフインターで造ればいいんじゃないかって。はっきり言って都市計画云々じゃないんです。飽くまでも今回の、私が聞いている限り、外環の2の発端っていうのは、というか地上部街路ですね、練馬区の上石神井商店街の買い上げ目的。ですから私は、一番のあれは、解決策は上石神井商店街を東京都が買い上げてくれれば、他は何の影響も受けないんです。私はそういうふうに、あの、目で見て聞いてきました。以上ですが、はい。

- 司会： さっき構成員 D さん手挙げてらっしゃいましたけど、いいですかね。
- 構成員 D： えっと、大体、今までの進行でさらにまたちょっと分からなくなったんですが、やっぱりその、そもそも外環の2っていうのが先程のお話だと無くなると。無くなると言いながらその示された中には市街地そのまま残るという案も書かれてあったりとか。先程の、あの、構成員 A さんから提示いただいた書類と、を見ても、ま、普通見たらやっぱり無くなる、そう考えられ、地下に潜る時点で、確かに練馬区はなんか残っているみたいだけでも、杉並区に関しては残ってないんじゃないかと、いうふうな感じで、ま、どう見てもそういうふうにしか読み取れないんですけれども。ま、それをやっぱりそうではないと言われると、え、やっぱりちょっと何を信じてこの会に参加して意見を言ったらいいかっていうのがちょっと分からなくなりました。あの、具体的には私、あの、色々とその、現状の課題、現状、課題、データ集とか色々載っていたんで、それに関する内容を見ながら、ま、考えられている事、ま、ほとんど見させて頂いた中では、どうも考え方自体も、都市計画、30年ぐらい前の都市計画の考え方から一切進歩がない。建築、建物本体とかそういうところでは非常に技術革新があって、建物自体も防火性能も向上していますし、そういうことに関して、都市計画は全く、あの、進んでないように思いますね。で、えっと、先程のえっと、質問の回答の中にも、当初、外環の2については自動車交通の処理に関する説明がなされた。やっぱり、元はやっぱりこの交通だけなんですよね。それを、経緯の中を見ると、自動車交通の処理、これは書いてある、ま、書いてあるから分かりますけれども、防災性の向上、これもその当時を考えたら、少しあるのかなと思

いますけれども。環境の確保、ライフラインの収容というような言葉を見ると、これは後付け。完全な後付けでしか読めません。ということは、やっぱり高架であつたどう、高速道路を収容する空間としての機能を兼ねるんじゃないかと、その高速道路を収容する空間として確保しなければいけない。で、その為には地上部にもある程度のその生活道路は残さなきゃいけないっていうふうな考え方で、元々の計画が成されていて、飽くまでも外環の2っていうのは、外環道路と付属するおまけみたいなもんですよ。それを、外環の2はそのまま残っていますっていうことは、やっぱりどうも理解に苦しみます。

司会： はい、あの、ご意見はよく分かりましたけれども、何かお答えになりますか。いいですか。

都： 外環の2は、無くならないというようなお話をそういうふうに乗ったというようなお話。無くならないのではなくて、外環の2の都市計画が現実的に今あります。それをどうしましょうかと、外環の2の、必要性あり方を検討した上で、じゃあ地上、もし外環の2が代替案をもって廃止ということで無くなれば、市街地として、綺麗に残るということも選択肢の中にはあるのかもしれない。それと都市計画の防火地域の話がされていたと思うんですけど、今も条例で緊急輸送道路の沿道の防災化、耐震化ということをしつかりとやるぐらいで、やはり非常に必要なところで、確かにそれが遅れている事は確かでございますが、やはり防災に対してのしつかりとした考え方というのは持っていかなければいけないのかなというふうに考えてございます。あと自動車交通の処理がメインであつて、防災はあつただろう。ただライフラインの収容だとか環境っていうような概念はそもそもないんじゃないかと。それは議論の中で、先程、構成員Dさんがおっしゃったように、機能がないわけではない。ただ、都市計画審議会の中で出された、出されていないというような話を、今おっしゃっていましたが、出されていないから、じゃ機能的に、重要視されていないかということは、はっきり言ってないというふうに私共は考えてございます。当然のごとく外環本線の収容空間としての役割も担っていた事は確かでございますが、その他の機能も十分、外環の2というのは、担って決定されたものと我々考えています。

構成員D： えっと、そうしますと、僕から言わせれば、別に、外環の2の計画がなくても、インフラ整備とか、防火の…、えー、防火対策とかそういったものは考えられると思うんですね。で、飽くまでも、やっぱり、今回の、一番重要なことは、外環の2っていうものを、そういうものを残す必要があるのかどうかっていうところが、どうも見ても、そういうことはもう既に無くなっているんじゃないかっていう資料が、こういっぱい出てきているわけですよ。そう

すると、まずはじゃあ、やっぱりそこから議論しなくちゃいけないんじゃないかって、やっぱり、気分になりますよね。その先の話をつらしても、意味が無いですよ。

都： ご主旨はよく分かっていまして、当然のごとく、構成員 D さんのおっしゃるように外環の 2 が無くて、地域の、防災に対する機能、ことが十分担保出来るとか、環境を満足出来るかだとか、というようなことも、この中でね、しっかり話していかなきゃいけないことだと思っています。ただ、私のほうとしては、やはり、道路が持つ機能というのは、非常に大きいものがございますので、まず、そういったものを出しながら、じゃ、例えば、代替機能ってものはどういうものがあるのかという事も、ちゃんとお示しして、皆さんとお話をしていきたいと考えてございます。

構成員 D： ええっと、そうでしたらば、やっぱり、都知事がここに来られて、やるんだったら、考えて欲しいんだったら、考えてくださいと、外環の 2 はまだ残っています、ということをお願いいただければ、じゃあ、しょうがないから、まあ、やめる方向で一生懸命抵抗するしかない、ということになると思うんですけども。やっぱり、そこまでね、やっぱりお願いしたいですね。

司会： なんか、ある意味、決着ついてしまったような。構成員 A さん。簡単をお願いします。

構成員 A： えっと、さっきのお話で、パワーポイントの残りの質問項目 5 項目のトップが今の話なんですけどね。実は、ちょっと前回紹介しましたように、これが外環の、議事録なんです。7 回の委員会で、400 文字の手書き原稿で、約 1000 ページ、となっています。この 1000 ページの中で、「外環の 2」という名が、4箇所出ているのです。4箇所全部足しても、400 文字、1 枚にしかならないんです。基本的にはですね、この外環の議事録をざっと読みますと、外環って言ったら本線と、外環の 2 がくっついて当たり前なんです。母屋と庇の関係です。ですから、それっきり外環としか出てないんです。東京都さんの文章はみんな、後付けでですね、外環に対する期待がみんな込められちゃっているんで、それを抹消してくださいってお願いしているんですけど、とにかく、この、議事録を読む限りですね、外環本線、外環って拘っている訳ですね、で、都市計画は違うよっていうんだったら、私は、環状 9 号線とかね、環七、環八もそうですね、外環とはつかない別名を付けるべきだと思うんですよ、そういう意味では、飽くまでも母屋と庇の一体型なんです。それを、強引に庇でも残るんだと。時間がないんだけど、パワーポイントの残りの部分を映させてもらっていいですか。1 番 2 番とさっきの、丁度繋がりがあるとは思いますがいいですかね。中村さんいいですか。

司会： ええと、簡潔をお願いします。

構成員 A： 1 番目はですね、それその今の話ですね、この議事録に書いてないじゃないかと、回答見ますとね、今日いただいた回答では、「記載はありませんでした」ってありますね。いや記載がないんだったら、やっぱり抹消して欲しい、1 番目です。1 番最初。これですね。これに、そこに書いた通りなんですけど、ここですね、ネットワークに位置付けて決定した、これ全然書いてありません。今ですね、ここで持っているのは、その趣旨説明のときの説明文、全部なんです。ですが、このことは全然出ていません。それから、構成員 D さんの話にあった、防災性、環境、ライフライン等出ていません。交通の処理、これもですね、これ見ますとね、立体交差をどうするかということで、9割くらいのスペースを使っているのです。実際に交通の処理の仕方になんか触れてないんです。そういう意味では、全部消してもいいくらいだと。ですから、私はまあ、交通は残したとしても、残りは削除していただきたいということです。それから、その次 2 番目。次のページお願いします。これはですね、実は今の話に繋がるのですが、埼玉外環が大泉まで来た時は当初、この、右側のこれスクリーンにありますね、画面で、高架の道路だったのが、半地下構造になったのです。それでその時の昭和 61 年ですけど、外環が決まってから、20 年後、どうしようかというときに、これは都市計画変更して、外環の 2 はやめたんですね、やめています。構造が変わったんで、やめています。それから、付属街路もやめています。どうしてやめたんだって前回聞いたら、いや、ネットワークとしては繋がっていると、小口さんの回答でした。その場所に実際に、車でもって私乗せてもらって、行って来たんです。ネットワークで繋がっているって言われたけど、ここ切れちゃっていますよ。紅葉山憩いの森のところ。ですから、これ次回の宿題ですけどね、図面を使って、ちゃんと繋がっているんだという説明をしてください。それから飛ばした内の、4、5、6、7、8 番目、8 番目ですね。沿線 7 区市長の意見で要望が出ていましたね。これが素晴らしい要望なんです。で、今日はちょっと言いませんけど、これ、要望書は A4 で 2 枚なんですけどね、これは是非次回は、資料として出していただいて、それからそれに対する、東京都は答えを出しましたと言っていますけど、いくら探しても出てこない。見たことないです。ですからそれと要望書の内容と都の回答書ですね。小口さん、これ必要性のあれをなんか要望したんじゃないかとの前言われましたけど、そんなレベルのものじゃないんです。中身は相当に、具体性のあるしっかりしたものを出しているんです。それをですから次回に出してください。それから最後に、10 番・11 番。で、10 番ではですね、今も、さっき小口さんの話で付属街路は廃止しましたって言っていますね。これよく調べたら廃止してない道路もあるんですね。世田谷なんかで 1 号 2 号は付

属街路残っていますよ。だからこれ全部を今までの説明書を修正してもらいたいです。付属街路は全部廃止していませんよ。1号2号は残っています。そういうことで、その付属街路と本線の関係ですね、機能が、不要になり廃止したって言うているけど、私おかしいじゃないかって思っています。これについてもっと詳しい説明してください。で、最後に11番。1番大事な問題です。ここはあの必要性の論議をする場なんですね。そのときにですね、東京都さんの資料が一番主要なものが丸っきり欠けているんです。それは何かと言うと、そこに書いたように、まずお金がいくら掛かるかが無いのです。採算度外視なんですね。ですからコストをまず出してください。で、これ(1), (2), (3), (4)という項目についてはですね、3つのケース毎に出して欲しいんです。東京都さんはいつも3つのケースが決まらないから出せないって逃げています。3つのケースを仮定してですね、重要なところをとって、3つのモデルについて、1番コスト、事業費、用地買収費、維持費、それから立ち退き戸数、それから交通量、走行短縮時間、それからB/C、ここまでを3つのケースで出して下さい。こういうものがないと全然どの案にするか決めようがないですよ。是非これ出していただいて。それから一体、昭和41年、この外環が決まった、決まったっていうけど、これ私が見た限り全然、上記のことに触れた文章がないんです。それなのにいろいろ話をして大きく伝わっているんですけど、期待された効果・目標、環境面とか防災とか、ま、多分無いと思うんですけど、そういうものはどういう数値が上がっていたかを、数字をもって示していただきたいということです。以上です。それからさっきの話であの、私は次のテーマに移るときに2つお願いしたいのは、やっぱり石原さんがここに来てもらって、あるいはなんらかの方法で石原さんがこの事についてどう思っているのかを一つ表明していただきたい。それからもう一つはギャップをですね、小口さんは外環2が地下に移ったということは発言したことがないと言われているけども、ないというその公式文書を是非見せて欲しいです。それらしき、それを裏付ける文書がどこにもないです。ですから何か私達はすぐさまに信じられないです。その2点だけをクリアして次のテーマに移るようにお願いします。以上です。

司会： はい。

都： じゃあ、時間もない事ですので、次回に繰り越しという事で言われたんですが、答えられるものだけは答えさせて頂きたいと思います。まず、最初のほうですね、資料2-8をちょっとご覧いただきたいんですが、ネットワークの一部とか、そういった記載や、過去の都市計画審議会の議論の中でなかったから、私共の資料から抹消しろというお話でございしますが、前回もお話させて頂いた通り、都市計画道路としての、持つ機能という意味で書かせて

頂いてございますので、私共としてはこのまま出させて頂きたいというふう
に考えてございます。それと、ちょっと私も、今、議事録をもう一回眺めて
ですね、確かに誤解を招く表現かなというふうに考えてございます。構成員
A さんのほうのお話の中のいわゆる、目白通りから北側の、外環の 2 ですよ
ね、その廃止についての話で、私共、「環境施設帯の中でサービス道路とし
て道路を計画をしましたよ」というお話をさせて頂いたのと、「ネットワー
クとして十分これで持つ」という話の中では、そのサービス道路はネットワ
ークの一部になるという事で説明したつもりはありません。確かに読んでみ
るとそういうふうに見て、取れない事もないんですが。私共の、意図としま
しては、ここで修正、統一させて頂きたいんですが、都市計画道路のネット
ワークについては、サービス道路は除き、ネットワークとして十分持つとい
う、ご説明させて頂いたつもりでございます。サービス道路はネットワー
クの一部になっているというようなことではございません。だから、資料 2-
8 の 2-②におきましても、サービス道路、都市計画道路、ネットワークと
して位置付けられておりませんという書き方をさせて頂いてございます。あ
と、付属がある 1・2 の件についてであります、この東名高速道路の南側
の付属街路、こちらについての取り扱いについては、構成員 A さんに、宿題
だということと言われてございますので、宿題という事で次回、ご意見カー
ド等で答えを書いて提出したいと思っております。

構成員 C： あ、すみません。こちらにいらっしゃる大勢の方、私達よりずっと大勢で
すよね。で、みんなこの道路に関わっている方ばかりなんです。で、話
がうまくいかな、あの、聞こえないとか意味が分かんないっておっしゃる、
ってるんで、もうちょっと分かりやすく話してくれませんか。

都： じゃ、再度同じ答えを簡単にさせて頂きますが、先ほど構成員 A さんの方で、
昭和 41 年都市計画審議会で議事録にない文言については、私共の作った資
料でございますが、構成員 A さんの資料で言いますと、資料 2-4 の中の 1
ページ目、丸に書いてある所でございますが、こちらの言葉を、修正して落
とせというようなご意見、というふうに承っておりますが、審議会のほう
の議事録に、その言葉がないということで落とすという事ではないと、私共
としては当然のごとくこういう機能、こういう考え方のもと、計画されたも
のということで書かせて頂いておりますので、このまま記載は変えない形
で、させて頂きたいと考えてございます。資料 2-8 の 2-②、サービス道
路、目白通り、練馬区の目白通りの北側の外環の 2、これ昭和 61 年に、外
環の地上部街路が廃止されてございます。それは、前回の時にご説明させて
頂いております。こちらにつきまして、前回の、ご質問の答えの中では、環
境施設帯の中にはサービス道路として道路が計画されておりますし、ネット

ワークとしては十分これで持つという検討の中の、こういう形に変わったということでございますというような議事録を、私がお答えしてございます。で、これちょっと誤解を招く表現だったと思いますが、そもそもサービス道路というものは都市計画道路のネットワークとして位置付けはされませんので、今回、環境施設帯の中に出来た道路については、私共としては都市計画道路のネットワークとして考えてございません。それがなくても、東京都内の、都市計画道路のネットワークは十分持つというようなご説明をしたつもりでございます。それで資料2-8の2-②につきましてはサービス道路の都市計画道路ネットワークとして位置付けられておりませんという回答をさせていただきます。

- 司会： すみません、50分に終われというふうに言われておりまして…時間的に…
- 構成員 G： 今小口課長は大変、有意義な、貴重な発言をしました。サービス道路が使われなくとも他の代替道路があるので十分ネットワーク機能が働いて、そういう発言が、ならば、なにも外環の2造らなくたって首都圏のネットワーク機能いつでも代替って形で、小口課長が頭ん中で非常に立派な頭脳明晰でそういう発言なされたんですから、それに私も頼りたいと思うんですね。なにも新しく道路造らなくても、とにかく十分首都圏のネットワーク機能は有効に機能するって…うん、私はまだあるよ色々…
- 都： ちょっと簡単に説明させていただきますと、私が言ったのは都市計画道路のネットワークということで、幹線道路網のお話をさせていただいております。いわゆる地先の、交通処理ですとか、近所の道路、他に歩行者ですとか自転車ですとかそういった、話についてはやはりサービス道路というものがなければ、処理が出来ません。そういった意味では、地域の道路としては、サービス道路は必要でございます。幹線道路網、いわゆる、私は都市計画道路のネットワークというご説明をさせていただいたんですが、サービス道路に変わった部分については必要ないというふうに判断されて、昭和61年に廃止が決定したという過程でございます。
- 構成員 G： それでも尚且つ首都圏のネットワーク機能は有効に機能するって発言を今おっしゃいましたよね。そういう考えならば、地域の自転車とか子供が遊ぶ道路は違うけれど、兎に角いつでも他の代替の、それは道ってのは日本中繋がっていますから。そうですね。今頷いてくれましたよね。そういう考えでいけば何も、わざわざここでトラブルを起こして外環の2を造ることなく、ちゃんと首都圏のネットワーク機能は立派に機能するんですから。
- 都： あの…
- 構成員 G： 考え方一つですよ。
- 都： もう時間も無いものですから、私が説明させて頂いたのは、目白通りから北

側の地上部街路、外環の2でございますので、目白通りから南側につきましては現在皆様方と、話し合いを進めてというところでございます。

5 その他

司会： それでは、次第5に入りたいと思いますけれどもいいですか。事務局の方からお願い致します。

事務局： その他といたしまして、まず一点、お願いがございまして、ご意見カードの記入に関するお願いでございます。ちょっと記入用紙にも今回記載させていただきましたが、特定の個人を、誹謗中傷するような発言、書き込みにつきましては、公表する事が出来ませんので予めご了承頂きたいと思えます。宜しくお願い致します。以上です。

司会： 構成員Gさんから、資料2-7つていうのがあるんですね。ちょっとこれに関して簡単に説明お願い致します。

構成員G： 今回あの、いろいろな皆さんからの意見書の中で圧倒的に多かったのが、司会者に対する注文として、大きく分けて3点ありました。第一に、司会者は自分の意見を言うべきでない。3回意見を言われたんですけど、先ほど小口課長のほうからやむを得ないという、非常に温情あるその、ま、回答があったんですけど、ただ、やむを得ないって形で3回も司会者があの、東京都側の優位な発言をなさったってことで、私は納得いかないんですよ。サッカーで例えれば、審判が、はっきり言って審判と同じですよ司会者は公平にやらなきゃならないから。自分の最良しているチームへ球を蹴った、3回、それと同じ事やってくれたんですね、ですから私にしてみると非常に今回の司会者の態度ってのは前回、今日はその反省があつてかまあまなんですけれど。ちょっと非常に納得いかない。飽くまでも司会者ってのは中立公平な立場を守る、また、会の時間配分を一方的に決めず、話し合いで、ですから東京都の方が説明時間を長くとるのは結構ですけど、それに応じて、やはりあの、住民の方の意見ですか。それから私今回つくづく感じたんですけど、小口さんはいくら言われても廃止するって発言だけは絶対しなかったですね。いくら反対の意見があつた場合には、色々な人の意見に耳を傾けながら今後検討して云々って、非常にあの、長つたらしい発言で最後まで、廃止するってということについては一言もおっしゃられなかったんですね。でないこの会はまとまらないし、一番私が今日、ま、最後に言いたい事は、日本国の主権ってのは、あの、日本の憲法で明記してあるんですけど、どなたかご存知ですか。はいそうです。

都： はい、国民だと思っております

構成員G： ですから小口さんが軽く見ている住民とか傍聴席のかた、あれが日本国の主

権なんですよ。都市計画審議会の先生じゃないんです。石原都知事じゃないんです。よくその点を、ですからここは最高の決定機関です。ですから私は一番大事な、必要性の議論云々を始めるのに、どこの場所を正確に通るのか、それはやはりね、有料とか無料とかってことじゃなく、きちっと出すべきです。なんとこないだ新しく描かれた2500分の地図には今日は描かれているけれど、ちゃんと昔の3000分の1の地図あったら、それをやはりきちっと出すべきです。でない限りほんとに必要性の議論てのは始まらないと思います。ま、とにかく日本国の主権は国民であるという事を、あの、折角覚えていらっしゃるんですからその通り実行なさって下さい。お願いします。

司会： えっと、あの私は何も言っちゃいけないと言うのであの、謹んで承りますが、2500分の1と3000分の1は、私は一応多分こうだろうなってのは分かっているんですけど発言しなきゃいけないって言うので、敢えて言いません。それじゃあのえっと、まとめをするということです。

事務局： では、すみません。本日ちょっと整理させて頂きまして、まず1番目、議事録・議事要旨については確認いただきました。要旨につきましては一部修正させて頂きまして。次回日程につきましては皆様に、出来るだけ早くお知らせできるように検討してまいります。続きまして、ちょっと資料という事で、平成18年の外環に関する要望と回答を出してほしいということと、あとは、付属街路を、1号2号に残っていると、3つと後、すみません不足があればちょっと今確認致したいと思います。じゃちょっとお願いします。

構成員 A： この中で一番大事なことはですね、やはり石原知事の発言、これの真意の確認、もうほんとにはこの席に来て頂きたい、さっき言わせてもらいましたけど。もうほんとにね、石原都知事の発言と小口課長の説明は、月とスッポンの距離があつてですね、そういうバラバラの中で我々が話を聞くっておかしいですよ。ですからほんとに上から下からピシッと東京都、一枚岩になってこうなんだということを言ってもらいたい。ですから次回までに石原さんがほんとに、あるいは外環の2は全然別の話ですよというのか。でもどう考えたって外環の3であつて4でもあつてですね、地上道路はいじらないと、楽にしたいと言っているんですから、それを確認してください。2番目。それから小口さんが何回も言っているけど、そんな言った覚えはないということにしているそのギャップですね。その事についての文書の提出をお願いします。我々が手にした国交大臣の、通知、発表とか方針とかそういうものの中には一切出てないんですね。で、当事者の一人が所懸命喋っているけれど、全然信用できない。それに必ず文書でもってですね、こういうふうになっているよということをお願いします。それからもう一つ。あの御厨先生、にさっきお願いしたね、東京都として、あの有識者委員会の委員長であれば、あ

の御厨先生の自分の状況の中で、これは「今後も、この外環の問題についてはずっと関わっていつているから、ずっと注視していきたい」って書かれていますので、非常に気にされていると思います。そういう意味ではほんとに、外環の2はもう全然、棚上げた格好になる、さっき、いやあのあれ書いてあるんだって小口さん、絶対そんなことないです。もうそれ言うんだったら、外環の本線だけを対象にしたのじゃありませんので。その辺は是非、お電話でもメールでもなんでも結構ですから確認いただいでご返事聞かせて下さい。以上です。

司会： はい、すみません。

都： ご要望は今伺いましたが、出来ることと出来ない事があるかと思しますので、私共として最大限の努力はいたしますが、次回に対してお約束出来るかどうかというのは、今頂いたご要望についてはすべて持ち帰らせて頂きますが、答えられないかもしれませんのでその辺はご容赦頂きたい。

構成員 A： いや、1番2番は東京都だけの問題じゃないですか。

事務局： では、持ち帰らせて頂いて検討させて頂きます。以上でございますが。はい、なんでしょうか。

構成員 D： えっと、資料なんですけれども、事前にあの、一通り送って頂いて、で、当日また机の上にこう置いてあると、その、前の送って頂いた資料と、あの、新しく置いてある資料が、違う資料かと思ったんですよ。で、要は、今回だけでもこれだけの、一人これだけの量が全くダブって紙の無駄遣いなんで、出来ればあの、変更した分、差し替えとか…

事務局： 今後は重複するものについては基本的に、お持ちいただくっていうことで…よろしい、と思いますので、そういうことで取り扱いさせていただきます。また、足りないというときには、幾分かの予備は用意します。

司会： それでは、よろしいですかね。あ、次回…

事務局： 次回、ご案内早くするよういたしますが、今の時点での、予定といたしましては、年末年始を越えた、1月頃ということで、また、ご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

6 閉会

司会： それでは、あの、次第が、全然、消化できませんでしたけれど、これは、本日はおしまいにいたしたいと思います。それでは、おしまいいたします。

都： どうもありがとうございました。